

# 航海用具の基準を定める告示及び小型船舶の基準を定める告示の一部改正 について

平成 15 年 9 月  
海事局安全基準課

## 1.改正の背景

船舶の音響信号等の表示及び設置については、1972 年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定を準拠した海上衝突予防法に必要な事項が定められている。また、船舶安全法では、その設備に関する基準について関係省令及び告示で規定している。

2001 年 11 月、IMO(国際海事機関)総会において同国際規則の改正が採択されたことを受け、本年 6 月、第 156 回国会において海上衝突予防法の一部が改正された。これにより 20 メートル未満の船舶が備えるべき音響信号設備について号鐘が廃止されることとなった。また、新たに特殊高速船(表面効果翼船)が規定され、紅色せん光灯の表示が義務付けられることとなった。その他同国際規則では全長 20 メートル未満の汽笛の技術基準及び高速船の船灯の位置の基準について規制が緩和されることとなった。

このため、上記設備に関する技術基準を規定している航海用具の基準を定める告示及び小型船舶の基準を定める告示の改正を行うこととする。

## 2.改正の概要

### (1)高速船のマスト灯の垂直位置の緩和

新たに長さ 50m 以上の高速船の前部マスト灯から後部マスト灯までの垂直距離について一定の算式により算定された値以上とすることができることとする。(航海用具の基準を定める告示第 2 条第 2 項関係)

### (2)汽笛の技術基準の緩和

長さ 20m 未満の船舶に備え付ける汽笛について、その技術基準を緩和し、可聴距離を確保した上で、従来より高い周波数のものも認めることとする。(航海用具の基準を定める告示第 3 条第 1 項関係)

### (3)紅色せん光灯の基準の追加

海上衝突予防法施行規則第 21 条の 2 に規定する表面効果翼船が掲げなければならない紅色せん光灯について基準を追加する。(航海用具の基準を定める告示第 1 号表関係)

### (4)高速船の長さとの幅の規定の削除

高速船の定義として全長と長さの比が規定されていたが、これを削除する。(航海用具の基準を定める告示第 2 条第 2 項及び小型船舶の基準を定める告示第 20 条第 1 項関係)

### (5)その他所要の改正を行う。

## 3.今後のスケジュール

公布 平成 15 年 9 月下旬

施行 平成 15 年 11 月 29 日

